|  |
| --- |
| 業務委託契約書 |

一般社団法人　ひとみらい共育LABO

**業務委託基本契約書**

一般社団法人ひとみらい共育LABO（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）とは、甲が乙に委託する業務（以下「本委託業務」という）に関し、次の通り基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（総則）

甲及び乙は、本委託業務が相互の信頼に基づいておこなわれることを認識するとともに、信義に則り誠実に契約を履行するものとする。

第２条（本委託業務の内容）

本委託業務とは、次の業務をいう。なお、甲及び乙は、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めた業務を本委託業務に追加することができるものとする。

（１）研修プログラムの企画・開発及び立案

（２）研修関連資料の作成・提供

（３）研修の実施

（４）その他甲乙協議のうえ、別途定めた業務

第３条（個別契約）

本契約は、本委託業務に関する基本的事項を定めることを目的とするとともに、本契約で定める基本的事項は、本契約とは別に締結される個々の取引に関する契約（以下「個別契約」

という）にも適用されるものとする。

２．本委託業務に関するスケジュール、納期、本委託業務の対価等本委託業務の内容に関する詳細事項及び本契約に定めのない事項は個別契約において定めるものとする。

３．個別契約においては、本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる定めをすることができるものとする。なお、この場合においては、個別契約の定めが優先して適用されるものとする。

４．個別契約は次のいずれかの方法により成立するものとする。

（１）乙が交付した見積書に基づき甲が発注書を乙に提出し、乙がそれに対して承諾したとき。

（２）甲及び乙が、本委託業務の内容に関する詳細事項及び本契約に定めのない事項につき記載した合意書面を交換したとき。

第４条（対価・支払）

甲は、乙に対し、本委託業務の対価として、個別契約で定めた金額を、個別契約又は乙が甲に発行する請求書において定める方法により支払うものとする。

２．本委託業務の対価は原則としてクライアント（研修、講演先）との１回の契約につき10万円未満はその90％を、10万円以上はその85％を甲より乙に支払うものとする。

３．個別の事由により甲、乙、同意のもとに上記割合を変更する場合がある

４. 本委託業務を履行するにあたり、その準備のために必要となる旅費交通費、資料・教材その

他各種備品の準備、各種調査・分析等に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。

５．支払い期日については乙が業務を実施した月の末日を締めとし、翌月末日に乙の指定する銀行口座に甲より支払うものとする。

第５条（再委託）

乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。

第６条（資料・情報等）

乙は、甲から貸与された資料、機器等がある場合、それらを本委託業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意をもって使用、保管、管理するものとする。

２．貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合又は甲からの要請があった場合、乙は貸与された資料、機器等を直ちに甲に返却するものとする。

第７条（秘密保持）

乙は、本契約及び個別契約に関し知り得た秘密情報については、善良な管理者の注意をもって授受、保管、管理しなければならないことはもとより、相手方の書面による事前の同意を得ることなく第三者に開示、漏洩、複写、複製等をしてはならず、また本契約及び個別契約の履行以外の目的に利用してはならないものとする。

２．乙は、本契約又は個別契約が終了した場合は、乙の責任と負担により、直ちに秘密情報を廃棄又は返還しなければならず、これにより秘密情報を廃棄したときは、廃棄した情報の内容、廃棄した情報が記載又は記録されていた媒体の内容及び種類、廃棄方法、廃棄日時等につき直ちに甲に報告しなければならないものとする。

３．前２項に定める秘密情報とは、本契約及び個別契約によって、乙が知ることができる甲に関する一切の情報（主に社内機密情報、取引会社情報等をいうがこれらに限らない）をいう。なお、秘密情報が記載又は記録される媒体を問わない。

４．乙は甲の事前の書面による同意を得て、秘密情報を第三者に再開示するときは、乙が甲に対して負担すべき義務と同様の義務を負担させなければならない。但し、これにより乙の甲に対する責任を免除するものではない。

５．甲は、乙に対して、秘密情報に関する管理、廃棄等に関する責任者の選任及び届け出を求めることができ、乙はこれに従わなければならないものとする。

６．甲は、乙の委託業務の遂行又は秘密情報の管理、廃棄等の状況について、必要があると認める場合には、いつでも乙への立ち入り調査の実施やその他必要な事項の指示・報告を求めることができ、乙はこれに従わなければならないものとする。

７．乙は、自己の責めに帰すべき事由により本条第１項の定めに違反し、甲又は甲の顧客に損害を与えた場合は、その一切の損害につき賠償しなければならないものとする。

８．本条に定めた内容は、本契約終了後においても、当事者はこれを遵守する。

９．秘密情報のうち個人情報に該当する情報については、別途個人情報に関する覚書の規定が優先して適用されるものとする。

第８条（甲の顧客との取引）

本契約期間中に、乙は本委託業務及び実質的にそれと同じ又は類似する業務を、新たに個別契約において定める本委託業務の履行先である甲の顧客（以下「甲の顧客」という）から受託してはならないものとする。

２．本契約期間中に、乙は甲に無断で甲の顧客と直接の交渉、連絡及び書類・データ等のやり取りを行ってはならないものとする。

３．本契約期間中に、乙が甲の顧客から直接契約の申し出その他の交渉や連絡を受けた場合は、直ちにその旨を甲に報告しなければならないものとする。

第９条（契約内容の変更）

甲及び乙は、本契約及び個別契約の全部又は一部に変更を行う必要が生じたときは、当該変更内容につき事前に甲乙協議のうえ変更することができるものとする。なお、これにより納期・対価・担当講師その他の変更を行う必要があるときは、その変更の内容、理由等を明記した書面に甲及び乙が記名押印することをもってこれを行うことができるものとする。

２．甲及び乙は、相手方から本契約の変更の申し入れがあった場合、当該申し入れの日から甲の営業日１０日以内に当該変更の内容及び可否につき協議を行う。なお、当該協議が調わない間、乙は変更前の条件にしたがって作業を進めるに際し、甲の許可を得なければならないものとする。

第10条（納入）

乙は、甲の指定する納期において、甲の指定する場所に、本委託業務により作成した企画、資料・教材、評価・講評、調査・分析結果、報告等の目的物（以下「目的物」という）につき甲の指示する数量を甲の定める手続により納入するものとする。

２．前項における納期、場所等は原則として甲が書面により指定・指示するものとするが、個別契約で納期、場所等を定めた場合はそれによるものとする。

３．乙は、納期に所定の数量の全部又は一部を納入できない事情が生じたとき又はそのおそれがあるときは、直ちにその理由及び納入予定時期等を甲に申し出るとともに、甲の指示に従わなければならないものとする。

４．前３項により甲が損害を被った場合は、甲は乙に対し、その損害賠償を請求できるものとする。

第11条（検収及び受領）

甲は、乙による目的物の納入後、直ちに甲の定める検査方法等に基づき内容検査を行い、合格した場合のみ受け入れる（以下「検収」という）ものとし、不合格となったものについては、速やかに乙に通知するものとする。

２．前項の定めにかかわらず、甲乙間であらかじめ受入検査を省略することとした場合は、甲は乙が納入した目的物を速やかに受領し、これをもって検収とみなすものとする。

３．乙は、検査の結果、不合格となったものについては、乙の負担で回収し、甲の指定する期限までに代品納入を行い、又、数量不足が判明したときには追加納入をしなければならないものとする。

４．乙は、検査の結果、約定数量を超過して目的物の納入を行った場合は、甲の指定する期限までに乙の負担で超過分を引き取るものとする。

５．第３項及び第４項について、甲が別段の指示を行った場合は、乙はこれに従わなければならないものとする。

第12条（特別採用）

前条に基づく甲の内容検査の結果、不合格となったものであっても、甲の判断により、対価を減額した上で、これを引き取ることができるものとする。

第13条（著作権）

本契約又は個別契約に基づき、乙が作成した著作物に関する著作権については、著作権法の定めに従い、乙に帰属するものとする。但し、著作権のうち、甲が提供した情報に基づき乙が作成した箇所（以下「特定箇所」という）については、甲から提供される情報が第７条第３項に定める秘密情報に該当することから、乙は特定箇所を乙内部のみにおいて利用する場合を除き、複製、翻案、加工等あらゆる方法による利用（特定箇所における数値データ等一部を改変して利用する場合等を含む）を行わないものとする。

第14条（品質保証）

乙は、目的物について、甲の求める内容に一致しており、甲の求める品質及び性能を満たしていることを保証する。

２．乙は、目的物について、第三者の知的財産権等各種権利を侵害していないことを保証する。

３．甲は、必要と認めた場合、乙に前２項の内容を保証する書面の提出を求めることができるものとする。

第15条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、その一切につき相手方に対して損害賠償の請求をすることができるものとする。

２．甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に当たり、第三者との間においてトラブル・紛争が生じた場合は、その履行の過程にある当事者が責任をもって解決するとともに、これにより相手方に損害が生じた場合は、その一切の損害につき損害の賠償をしなければならないものとする。

第16条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方が本契約及び個別契約に違反した場合、相当の期間を定めて相手方に催告を行った後、なお、是正、履行されないときは、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

２．甲及び乙は、相手方が合理的事由により、次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、何らの通知及び催告等を要することなく、直ちに本契約及び個別契約を解除できるものとする。

（１）手形、小切手を一回でも不渡りにし、又は銀行取引停止処分を受けたとき、もしくは

資産信用状態が著しく低下したとき

（２）第三者から差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等公権力の行使を受けたとき

（３）破産、民事再生手続、会社更生の申立てをしたとき、又はその申立てを受けたとき

（４）監督官庁より事業の取消し、停止等の処分を受けたとき

（５）解散、合併、減資、事業の全部又は一部の譲渡・譲受、会社分割等の決議をしたとき

（６）第18条の規定に違反したとき

（７）相手方のグッドウィル（顧客吸引力、営業上の信用）を損なうような行為、又はこれ

を不正に利用するような行為があったとき

（８）その他前各号に準ずるような本契約及び個別契約を継続し難い事由が生じたとき

３．前２項により本契約及び個別契約が解除された場合、その効力は将来に向かって生じるものとするとともに、甲又は乙は相手方に対する債務につき期限の利益を失い、本契約及び個別契約に基づく債務を直ちに弁済しなければならないものとする。また、前２項による本契約及び個別契約の解除により損害が生じたときは、解除権行使者は相手方に対し、一切の損害につきその賠償を請求することができるものとする。

第17条（天災地変、暴動時等の対応）

天災地変、暴動、内乱、争議行動その他甲乙双方の責めに帰することのできない事由によって本委託業務の履行が困難になった場合には、その履行を無償で延期するものとし、その詳細については甲乙協議のうえ定める。

第18条（反社会的勢力の排除）

　　甲及び乙は、現時点において、自団体、自団体の役員（以下「役員」という）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

　　（１）暴力団

　　（２）暴力団員

　　（３）暴力団準構成員

　　（４）暴力団関係企業

（５）暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人

　　（６）その他前各号に準ずるもの

２．甲及び乙は、取引の相手方に対し、暴力的又は威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わない事を相互に保証する。

第19条（有効期限）

本契約の有効期間は、　　年 　月 　日から　　　年 　月　日までとする。ただし、契約期間終了の３ヶ月前までに甲乙いずれからも申し入れがない場合は、契約期間満了の日の翌日から起算して更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２．本契約の解除又は契約期間満了により失効した時点においてもなお契約が終了しない個別契約があるときは、本契約は当該個別契約の存続期間中に限り、なお効力を有するものとする。

第20条（契約締結の費用）

　　本契約及び個別契約の締結に必要となる費用は、甲乙が折半して負担するものとする。

第21条（管轄裁判所）

本契約に関し甲乙間で生じた紛争については、大阪地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（協議事項）

本契約及び個別契約に記載のない事項について問題が生じたとき、又は本契約及び個別契約の条項について疑義が生じたときは、甲乙で直ちに協議し、誠意をもってその解決にあたるものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各１通保管するものとする。

年　　月　　日

甲　摂津市正雀本町一丁目三十八番十号

一般社団法人　ひとみらい共育LABO

代表理事　　藤江　正直

乙